

The Tokyo Tanuki Times

東京タヌキタイムズ

2016年9月号 通巻93号 毎月1日発行 購読無料

©MIYAMOTO Takumi,2016

責任編集：宮本拓海 発行：東京タヌキ探検隊！tokyotanuki.jp

勝手に駆除してはいけません

知っておきたい動物の法律

●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

略称：鳥獣保護法 対象：野生の哺乳類、鳥類

●動物の愛護及び管理に関する法律

略称：動物愛護法 対象：イヌ、ネコなどの他、飼育されている哺乳類、鳥類、爬虫類

●絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

略称：種の保存法 対象：全世界の希少動物。死体も含む(象牙や毛皮など)

※ワシントン条約(CITES)に対応する国内法

●文化財保護法

天然記念物はこの法律で定められている

動物関係の主な法律を左に挙げた。対象となる動物は法律によって違っているので注意が必要である。特に野生動物(鳥獣保護法)と飼育動物(動物愛護法)とでは扱いがまったく異なっている。

野生動物が何か問題を起こすと「駆除しろ」という声があがるものです。駆除は解決方法のひとつではありますが誰でもやっていいことではありません。

駆除についての決まりごと

野生の哺乳類と鳥類の駆除は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)」で定められています。同法では動物を捕獲できるのは「狩猟」「有害鳥獣捕獲(いわゆる「駆除」)」「学術研究・保護等」の3つの場合のみと定められています。これらには都道府県への申請が必要となります。狩猟には狩猟免許が必要です。有害鳥獣捕獲も原則として狩猟免許が必要です。つまり誰でも自由に捕獲していいのではないのです。

有害鳥獣捕獲は実害が発生している場合に可能です。例えば農業被害は捕獲可能です。建物の天井裏に住み着く場合も糞尿の悪臭が発生したり、建物が汚損される実害が発生し

ますので捕獲可能です。庭の柿の実を食べる、というのは微妙です。それが商品ではないなら実害とは言いきれません。そして当然のことですが、ただ道路を歩いているだけなら駆除する理由はまったくありません(クマのような大型獣が住宅地に現れたら話は別です)。

面倒な仕組みだなと思われるかもしれませんが、野生動物は簡単には殺せないようになっているのです。そうしないと簡単に絶滅してしまうこともあるのでこれは必要な歯止めと言えます。

なお、駆除業者は申請などをすべて代行してくれますので、依頼者は法律のことなどを知らなくてもかまいません。まったく知らないというのも問題ではあります。

殺さなくても解決方法はある

「駆除が簡単にできないということは、やられっぱなしなのか！泣き寝入りなのか！」と憤る方がいるかもしれませんが、そこはちょっと頭

を切り替えてください。捕獲・殺害しない方法なら鳥獣保護法の適用外になります。そのような対抗手段はいろいろあります。農業の現場で広く使われているのは柵です。特に電気柵は効果が高いとされています。

都市ではハクビシンが家屋の天井裏に侵入することがあります。入り込むということほどどこかに侵入口があるはずですので、それをふさぐのが対策方法になります。ハクビシンは8cmの隙間をくぐり抜けることができますから、さらに効果を確実にするため5cm以上の隙間はすべてふさぐようにしてください。

殺すことは最善の解決方法ではありません。殺してもまた別の個体が出て来るかもしれないからです。

スポンサー枠

スポンサー募集中です！

全国のタヌキ、ハクビシンなどの情報を集めています。

<http://tokyotanuki.jp>